

※必ずお読みください

(重要) 現場調理を伴う飲食物を提供する出店者の皆様へ

現場調理を伴う飲食物を提供するお店は別途保健所への申請がありますので、必ず下記をお読みになり、出店申込書、申請書、必要書類をすべて一括で事務局までお送り下さい。なお、すべての必要書類が届かない場合は、出店受付になりません。

A～C から該当する書類以下の(ア)～(ウ)をご用意下さい。

- (A) 現場調理がある方で、屋外での許可がない一般飲食店の方、
(ア)～(ウ)を必ずすべて提出して下さい。
- (B) 菓子、パン、お弁当等を扱う方(現場での調理をしないお店)
以前は書類の提出はありませんでしたが、法改正により届け出が必要になりました。
(ア)の提出をお願いします。尚、営業許可書は当日お持ちください。
その場で調理する場合はAになります。商品には個包装、製造表示を必ず行って下さい。
- (C) 移動販売、露店営業等の営業許可を持っている方、ご自身で季節営業許可を取得する方、
当方では特に申請いたしませんので出店申込書のみで結構です。
当日は露店営業の許可書、移動販売の許可書を当日ご持参下さい。(コピー不可)
※なお、移動販売、露店営業でも県内での許可がない場合は(A)の書類をご用意下さい。

(提出書類)

(ア) 茨城県指定の申請書【様式 1,2,3】

茨城県指定の書類になります。記入例に従って、ご記入をお願い致します。様式1は、事前に記入しているところは、そのままにして下さい。2部提出とありますが、当方でコピーしますので、1部お送りいただければ結構です。様式2は、細かく記載ください。細かいチェックが入ります。保健所から指摘があった場合は、ご連絡致します。様式3は、設営場所(テント内)のみ記入願います。当日は、記載したとおりの設営をお願いします。現場調理を伴う場合は、調理設備の他、【給水設備】【手洗設備】【排水設備】【消毒設備】【三方幕】【保冷設備】を記載し、当日は必ず御用意下さい。

また、すべて加熱調理する形で販売して下さい。果物、生野菜のままの販売は出来ません。

(イ) 営業許可を受けている施設(仕込み場所)の営業許可書

当日イベントは仕込み場所が無い場合は一切出店できません。

(ウ) 当日販売、調理に従事する方の検便成績書(1年以内)

当日は必ず調理師、または食品衛生者講習受講者等、有資格者を1名配置して下さい。

※書類に不備があった場合、出店受付になりませんのでご注意ください。

(書類不備で受付されていない場合でも事務局からは一切連絡いたしませんのでご注意ください。)

申請書、および書類の送付先

(郵送) 〒319-2102 那珂市瓜連 1243 カミスガプロジェクト事務局

(ファックス) 029-229-0847 ※必ず8月25日までに、出店申込書と一緒に送り下さい。